

看護師等が行う業務

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第31条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法 又は 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2（略）

診療報酬上の看護職員及び補助者の業務

(6) 看護の実施は、次の点に留意する。

イ 病状の観察、病状の報告、身体の清拭、食事、排泄等の世話等療養上の世話、診察の介補、与薬・注射・包帯交換等の治療の介助及び処置、検温、血圧測定、検査検体の採取・測定、検査の介助、患者、家族に対する療養上の指導等患者の病状に直接影響のある看護は、看護師又は看護師の指示を受けた准看護師が行うものである。

看護補助者

「看護補助者は、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)のほか、病室内の環境整備、ベッドメイキング、看護用品及び消耗品の整理整頓等の業務を行うこととする。」

(第2 病院の入院基本料等に関する施設基準 4 - (6) - イ)

看護補助者の配置状況

一般病院 における看護補助加算算定件数、回数 平成20年社会医療診療行為別調査(5月診療分)

		実施件数	回数
看護補助加算 1	109	41299	738179
看護補助加算 2	84	48486	803372
看護補助加算 3	56	10489	151532

一般病院 特定機能病院、療養病床を有する病院、精神科病院以外の病院
一般病院における入院レセプト件数:1021533件

一般病棟入院基本料算定病床における看護要員配置

平成20年7月厚生労働省保険局医療課調査

	一般病棟入院基本料					
	計	7対1	準7対1	10対1	13対1	15対1
看護職員 ¹ (人/患者100人)	62	74	76	58	49	46
看護補助者 ² (人/患者100人)	9	6	10	7	14	17

1 看護職員数 ÷ 1日平均入院患者数 × 100

2 看護補助者数 ÷ 1日平均入院患者数 × 100

看護補助者が行っている業務の実態

全国病院経営管理学会調査

調査方法：郵送によるアンケート形式

調査概要：基本属性、看護体制の見直し、他職種との協働、看護業務の見直しなど

全国病院経営管理学会会員病院281施設の看護部長

実施機関：2007年8月15日から9月1日

回収結果：有効回答率43施設（回収率15%）

対象施設の背景：設置主体 公的9%、私的91%

算定してる入院基本料

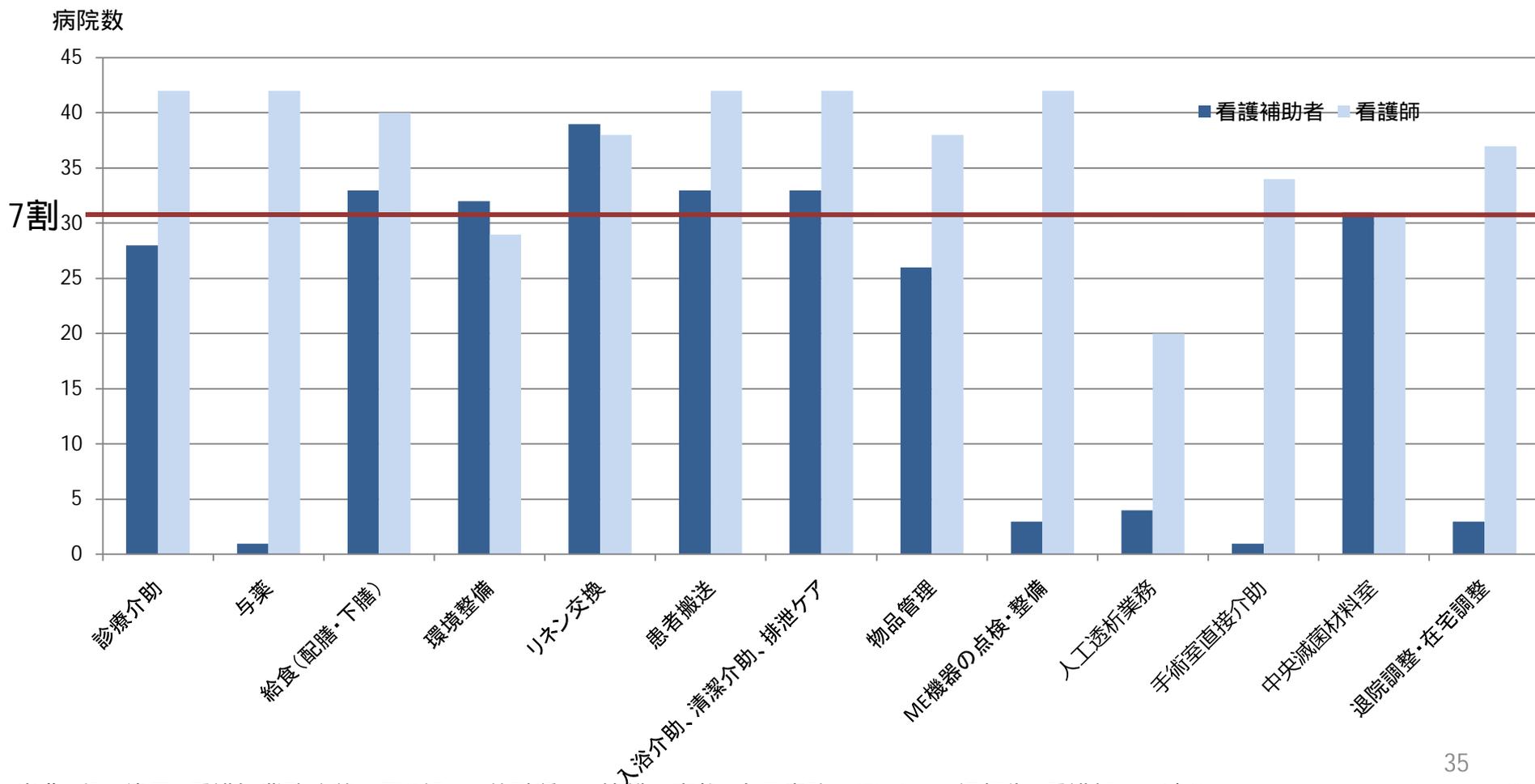
7対1 - 42%、10対1 - 28%、13対1 - 7%、15対1 - 23%

病床規模

99床以下17%、100床～199床31%、200床～299床17%、300床以上23%

看護補助者が行っている業務の実態

7割以上の病院が看護補助者にさせている業務は、給食(配膳・下膳)、環境整備、リネン交換、患者搬送、入浴介助、清潔介助、排泄ケア、中央滅菌材料室などである。

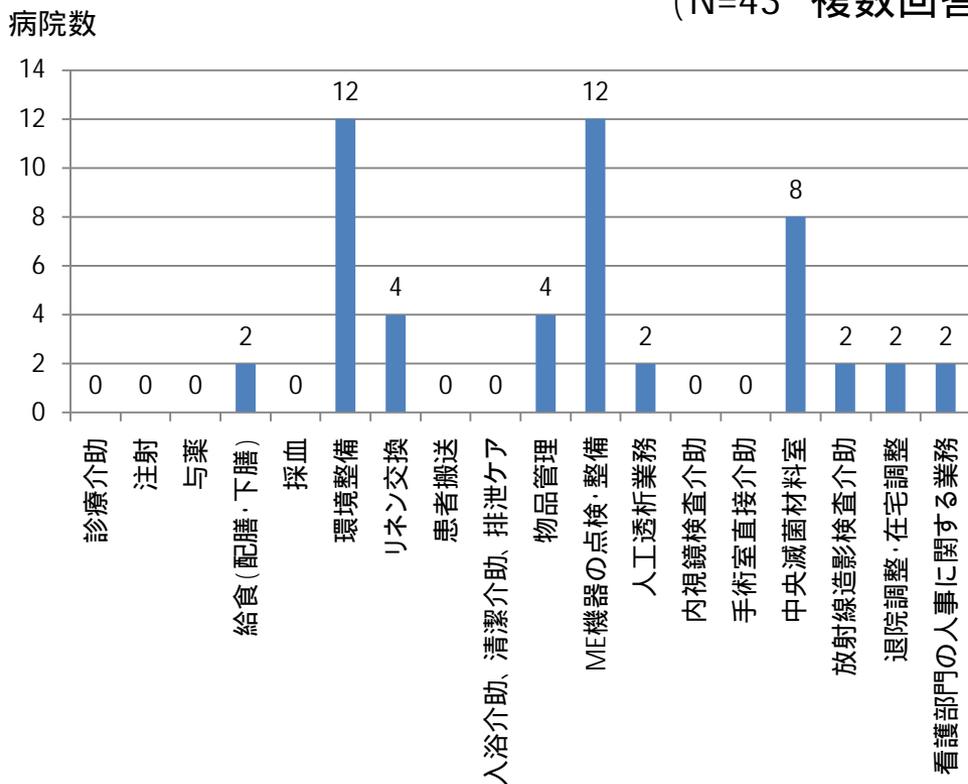


その他の役割分担の状況

業務の内容によっては、看護職以外が行っている業務や委託・外注している業務もある。

看護師以外の職種で行っている業務

(N=43 複数回答)



委託・外注している業務

(N=43 複数回答)

